西宮市文化芸術施設の活動継続支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)に基づき、民間文化芸術施設の運営者に対して、アーティスト等の活動の場として事業の継続を支えるため、映像を活用した発信事業に使える西宮市文化芸術施設の活動継続支援金(以下、「支援金」という。)を支給することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1)「文化芸術施設等」 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24 条第9項に基づく兵庫県による施設使用の停止要請もしくは営業時間の短縮要請(以下「休業要請等」という。)を受けた民間施設のうち、次のものをいう。
 - ア ライブハウス (小規模なコンサート会場や飲食を伴いながら生演奏等を楽しむ施設)
 - イ 劇場等(ホール、その他舞台を持つ文化芸術施設)
 - ウ ギャラリー
 - エ 貸しスタジオ(音楽、舞踊、演劇等のスタジオ、練習場)

(支援対象事業)

第3条 支援金を支給する対象となる事業(以下「支援対象事業」という。)は、市内にある文化芸術施設等で行われる無観客での音楽、舞踊、演劇、美術作品等の映像配信(有料配信を含む)を行う取組とする。

(支援対象経費)

第4条 支援金の支給対象となる経費(以下「支援対象経費」という。)は、支援対象事業の実施に要する経費のうち、次の表に掲げる経費とする。

経費	内 容
報償費	出演者謝金等
機器購入費	カメラ、PC、集音マイク、モニター、編集機器等の事業実施に必要な機器の購
又はレンタル費	入又はレンタル費
通信費	Wi-Fi 環境整備費 等
消耗品費	ソフトウェア 等
その他映像配信にかか	編集・配信コンサルティング料、著作権使用料 等
る経費	

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、支援対象経費のうち30万円を超えない範囲で、予算の範囲内において市長が決定し支給する。

(支援対象者)

- 第6条 支援金の支給の対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 市内の民間文化芸術施設等を運営している者
 - (2) 支援対象事業について他の行政機関等から金銭的援助を受けていない者
 - (3)「西宮市暴力団の排除の推進に関する条例」(平成25年3月28日西宮市条例第67号) 第2条各

号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

(4) 本市の市税の滞納がないこと。ただし、滞納がある場合でも分納や猶予措置等の手続きをしている、またはする意思がある場合はその限りでない。

(支給申請)

- 第7条 申請は次のいずれかの方法により、市に対し行うものとする。
 - (1) 郵送
 - (2) 市が公開する電子申請システム
- 2 支援金を申請する者(以下「申請者」という。)は前条各号のいずれにも該当する者又はその団体の 代表の地位を有する者でなければならず、申請は支援金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添 えて、行わなければならない。ただし、前項第2号により申請を行う場合は、電子データで必要な情報を 提出ができるものとする。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 支援対象施設概要書(様式第3号)
 - (3) 興行等実績報告書(様式第4号)
 - (4) 本人確認書類
 - (5) 申請者が施設の運営者であることがわかる書類
 - (6) 申請者の事業内容が分かる書類
 - (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項に規定する書類に不備があると認められる場合は、申請者に対して期限を定めて当該書類 の是正又は補正を求めることができる。
- 4 申請は、1施設につき1回限りとする。

(支給の決定)

- 第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは審査を行い、第3条、第4条及び第6条の規定に該当すると認められる場合は、前条第3項に該当する場合を除き、支援金支給決定通知書(様式第5号)により、速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。
- 2 市長は、支援金を支給することが不適当と認めたときは、支援金不支給決定通知書(様式第6号)により、速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(支給の時期)

第9条 本支援金は、新型コロナウィルス感染症拡大の影響を受けての緊急経済対策であることを鑑み、概 算払いとする。

(支給請求)

- 第 10条 申請者は第8条第1項により支援金支給決定通知書(様式第5号)を受領したときは、次のいずれかの方法により、市に対し請求するものとする。
 - (1) 郵送
 - (2) 市が公開する電子申請システム
- 2 請求にあたっては、市長が定める日までに支援金請求書兼口座振込依頼書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号により申請を行う場合は、電子データで必要な情報を提出ができるものとする。

(支援事業の変更等)

- 第11条 申請者は、支援事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。) をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 申請者は、前項の承認を受けようとするときは、市長に対して事業計画変更申請書(様式第8号)を提出しなければならない。
- 3 第1項の市長が認める軽微な変更は、事業計画の細部の変更であって、支援目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業能率の低下をもたらさないものとする。
- 4 市長は、第2項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定すべき ものと認めたときは、第8条第1項の決定を変更することができる。
- 5 市長は、前項の規定に基づき決定を変更したときは、支援金支給変更決定通知書(様式第9号)により、 速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

(実施報告)

- 第 12 条 申請者は支援事業完了後、次のいずれかの方法により、市に対し実施報告を行うものとする。
 - (1) 郵送
 - (2) 市が公開する電子申請システム
 - 2 実施報告は、事業実施報告書(様式第10号)のほか、市長が必要と認める書類を添えて、速やかに 市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号により申請を行う場合は、電子データで必要な 情報を提出ができるものとする。

(支援金の額の確定)

- 第13条 市長は、支援事業の完了又は中止に係る支援事業の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る支援事業の成果が支援金の支給の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、支給すべき支援金の額を確定し、事業確定通知書(様式第11号)により申請者に通知しなければならない。
- 2 申請者は、市長が確定した額が既に支給を受けた額に満たないときは、市長が定める期限までに確定した額との差額を、市長へ返還しなければならない。
- 3 前項の規定に基づき申請者へ返還させる場合において、市長が定める納期限までに申請者が返還を行わない場合の督促又は延滞金の算出等については、西宮市市税条例(昭和25年西宮市条例第15号)に則って行うものとする。
- 4 申請者は、確定した額が既に支給を受けた額を超えるときには、市長に対して市長が定める日までに、 追加支援金請求書兼口座振込依頼書(様式第12号)を提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

- 第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 支援対象の施設が支援事業完了前に市外に移転したとき。
 - (2) 支援対象の施設が支援金支給前に閉鎖したとき。
 - (3) 市長が定める日までに支援事業を実施する見込みがなくなったとき。
 - (4) 第6条第1項各号のいずれかに該当しなくなった、又は該当していないことがわかったとき。
 - (5) 本支援金の申請が、同一施設において複数回認められたとき。
 - (6) 支援事業が以下の内容に該当したとき。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成すること。
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

- ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- (7) 偽りその他不正な手段によって支援金の支給決定を受けたとき。
- (8) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (9) 日本の法令に違反したとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援金の支給が不適当と市長が認めるとき。
- 2 前項の規定は、前条第1項の規定に基づき支給すべき支援金の額が確定した後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、本条第1項に基づき取消しを決定したときは、支援金支給決定取消通知書(様式第13号)により、申請者に通知しなければならない。
- 4 市長は、支援対象者が本条第1項第7号から第9号に該当した場合、申請者等の名称及びその内容を公表することができる。

(支援金の返還)

- 第15条 市長は、前条第1項の規定に基づき、支援金の支給の決定を取消したときは、申請者に対して既に支給した支援金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 2 前項の規定に基づく支援金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。
- 3 市長は、申請者に対して支援金の返還を求めるときは、支援金返還通知書(様式第14号)により、返還金額、返還理由、及び返還期日を申請者に通知しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

1 この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

支援金支給申請書

令和 年 月 日

西宮	市長	様
ν 	111117	72/0

3 誓約

所	在	地		
会社	名又は	名称		
代表	者職・	氏名		
(担当	当者名:		連絡先 TEL:)
(メ-	ールアー	ドレス:)

西宮市文化芸術施設の活動継続支援事業にかかる支援金の支給を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

1	施設名
	ライブハウス
	劇場等(劇場、その他舞台設備のある文化芸術施設)
	ギャラリー
	貸しスタジオ
※	変当するものに☑を入れてください。
2	支援金支給申請額
	※事業計画書(様式第2号)の「2 支援事業対象経費」の支給申請額を記載。
	※審査の結果、支援金の額は申請額と異なる場合があります。

【問い合わせ先】

申請にあたり、「別紙 誓約書」の内容を遵守します。

西宮市文化振興課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

メール: vo_bunka@nishi.or.jp

誓 約 書

私は西宮市文化芸術施設の活動継続支援事業にかかる支援金を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

記

- 1 申請書類の記載事項について、事実と相違ありません。申請書類及び実績報告書類に虚偽の記載や報告があった場合は、支援金の返還等、西宮市の指示に従います。
- 2 申請した事業については、他の行政機関等から金銭的援助を受けていません。
- 3 支援対象施設は反社会的な行為,集会等で使用される施設ではありません。
- 4 申請者は、西宮市の市税に滞納がなく、もしくは滞納がある場合でも分納や徴収猶予措置等 の手続きを行うことを誓約します。西宮市税務担当課に申請書が開示され、市税等の課税及び 納付状況について照会されることに同意します。
- 5 本支援事業の対象となった場合は施設名(屋号)の公表に応じます。市の要請があった場合 は作成・編集した映像の公表に応じます。
- 6 本支援事業の対象となった場合は、動画内又は紹介文等に「西宮市文化芸術施設の活動継続 支援事業」と明示します。
- 7 支援事業は、以下を目的としたものではありません。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成すること。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- (3) 支援事業は、特定の公職の候補者もしくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- 8 支援事業は、法令及び公序良俗に反するものではありません。
- 9 申請者または使用人、その他の従業員もしくは構成員等が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号い規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していないこと。
- 10 下記「申請にあたっての注意事項」を遵守します。

【申請にあたっての注意事項】

- ◆申請書の提出後、審査の必要に応じ、追加で書類の提出を求められた場合は指定された期日までに提出すること(期日までに提出がない場合は申請を却下する場合があります)。
- ◆申請内容等を変更する場合や, 事業を中止または廃止する場合は, 速やかに連絡すること。
- ◆事業終了後に実施報告書、領収書など指定の書類を期日までに提出すること。

所	在	地_
会社名	名又に	は名称_
施	設	名_

令和

年 月

日

代表者職・氏名

氏名(フリガナ)

※ 法人の代表者又は施設の運営者が自署してください。

西宮市長

事業計画書

1 支援事業の内容

(1)事業の具体的な内容・セールスポイント	
① 具体的な内容	
② セールスポイント	
(2)事業実施時期	

2 支援事業対象経費

項目	単価	数量	金額(税抜)円
	消費	貴税	
	合計額		
	支給甲 ※上限	申請額 30万円	

(「支援金給付申請書(様式第1号)」の「2 支援金給付申請額」と同一の金額を記載)

対象施設概要書

運営者 及び代表者名	
運営者所在地	
施設の名称,屋号 または商号	
施設所在地	
施設ホームページ URL	
営業の種類 ※許可を受けて いる施設	(例:興行場営業許可証,飲食店営業許可証)
現在の施設の 事業内容 (資料添付可) (※)	

(※) 事業内容は、別途、会社案内パンフレット等の添付により補足可

興行等実績報告書

令和元年10月1日~令和2年3月31日の間の興行等の実績(貸しスタジオの場合は貸出の実績)を以下に記入してください。

パンフレットやフライヤー等実績が分かるものがあれば、参考に提出してください。

開催日	内容	動員数(人)

様式第5号

支援金支給決定通知書

 (公 印 省 略)

 第 号

 令和 年 月 日

様

西宮市長

令和 年 月 日付をもって申請のあった西宮市文化芸術施設の活動継続支援金について、下記のとおり支給することと決定したため通知します。

記

1.	支援金額	(概算)		
				_ 円

2. 支援金支給予定時期

令和2年 月頃

※請求書をお送りいただいてからのお振込みになります。当決定通知を受領後、<u>令和2年 月 日</u> までに支援金請求書兼口座振込依頼書(様式第7号)をご提出ください。

3. 注意事項

- ・事業計画及び購入物品の変更など申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに連絡を してください。
- ・支援金額は概算額です。事業終了後の実施報告の内容に基づき、金額が変更となる場合があります。

【問い合わせ先】

西宮市文化振興課

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号

メール: vo_bunka@nishi.or.jp

様式第6号

支援金不支給決定通知書

(公 印 省 略)第 号令和 年 月 日

様

西宮市長

令和 年 月 日付をもって申請のあった西宮市文化芸術施設の活動継続支援金について、下記のとおり支給しないことと決定したため通知します。

記

1. 支給しない理由

【問い合わせ先】

西宮市文化振興課

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10番 3号

メール: vo_bunka@nishi.or.jp

様式第7号

支援金請求書 兼 口座振込依頼書

令和 年 月 日

西宮市長 様

住 所 〒
(所在地)
電話番号 () (フリガナ)
氏 名
(法人名及び
代表者職氏名)

請求金額(※)		円
---------	--	---

※ 支援金支給決定通知書(様式第5号)の「支援金額(概算)」を記載。

西宮市から受ける西宮市文化芸術施設の活動継続支援金について、上記のとおり請求します。支援金は下記の口座にお振り込みください。

金融機関の)名称	銀行信用金庫			本店支店				
預金種別 (該当するものを○ 普通 当座 で囲んでください)		当座	口座番号						
	カナ								
口座名義	漢字								

- (注1) 口座に誤りがないか確認するため、通帳の写しを添付してください。
- (注2) 記入する口座は、**申請者名義のもの**に限ります。
- (注3) 記入にあたっては、必ず通帳を確認のうえ、口座名義は預金通帳記載のとおりに(法人名、職名等も)記入してください。
- (注4) 口座番号は、右づめで記入してください。

様式第8号

事業計画変更申請書

令和 年 月	日
--------	---

西宮市長 様

所在地 団体名 代表者名 施設名

令和 年 月 日付 第 号で支給決定通知のあった西宮市 文化芸術施設の活動継続支援金の支給決定内容について、下記のとおり変更を申請 します。

記

1 変更の理由

2 支援金支給申請額

変更前 円

変更後

3 変更後の事業計画書 変更した「事業計画書(様式第2号)」のとおり

支援金支給変更決定通知書

(公 印 省 略)第 号令和 年 月 日

様

西宮市長

令和 年 月 日付をもって申請のあった支援金事業計画変更申請書について、下記のとおり変更することと決定したため通知します。

記

- 変更内容
 変更後の支援金額(概算)
 要更前の支援金額(概算)
- 4. 注意事項
 - ・事業計画及び購入物品の変更など申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに連絡を してください。
 - ・支援金額は概算額です。事業終了後の実施報告の内容に基づき、金額が変更となる場合があります。

【問い合わせ先】

西宮市文化振興課

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号

メール: vo_bunka@nishi.or.jp

年 月

日

事業実施報告書

	西宮市長 様								
			所	在地					
		•	会社名又は	名称					
		•	代表者職・	氏名					
			施	設名					
			(担	当者			TEL)
	令和 年の実施についる	月 日代 て 下記のと	寸 第 おり報告し	号 ます。	により支援	金の支給	決定を受	をけました事業	Ė
	0,00,00	C, 1 1000 C 0							
				記					
				пL					
1	事業実施期間]							
	令和 年	月	日	~	令和	年	月	日	
2	支援事業の実	施状況							
	アニ完了した。	支援事業の内容	容						
	目伏め								
	具体的 内 容								
	 動画配信先	Lupi							
	URL	URL :							
	イー支援対象約	経費の内訳(領	頃収証等を	添付)					
	別紙1のと	おり							
3	古垤仝頞 (「	支援金支給決	.宁汤知聿	(样士等	5 是)」 /=:	記載の全	安百 /		
J	又版並領 (「	义波亚义和人	円	(1 % LL Sh		山戦の亚	6只 /		
			_						
4	支援金の精算	〔額(裏面 「 1	支援事業	美対象経	費」精算額	を記載			
			円						
			_						

別紙1 支援対象経費の内訳

	項目	単価	数量	金額(円)	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		消費			
		合言			
		支援金の精算額 ※上限30万円			

(「事業実施報告書(様式第10号)」の「4 支援金の精算額」と同一の金額を記載)

(2)対象経費の領収証等の添付

事業確定通知書

(公 印 省 略)第 号令和 年 月 日

様

西宮市長

令和 年 月 日付の事業実施報告書により、西宮市文化芸術施設の活動継続支援金の額を下記のとおり確定しましたので通知します。

記

-1	支援金確定金額
- 1	

円 (支援金額(概算) 円
円 (支援金額(概算)

2. 備考

- □ 支援金の額の確定により、返還が生じますので、「支援金返還通知書(様式第 14 号)」 をご確認ください。
- □ 支援金の額の確定により、追加支給が生じますので、「追加支給金請求書兼口座振込 依頼書(様式第12号)」により請求ください。

【問い合わせ先】

西宮市文化振興課

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10番 3号

メール: vo_bunka@nishi.or.jp

様式第12号

追加支援金請求書 兼 口座振込依頼書

令和 年 月 日

西宮市長 様

住 所 〒
(所在地)
電話番号 () (フリガナ)
氏 名
(法人名及び
代表者職氏名)

請求金額(※)	円	
---------	---	--

※ 事業確定通知書(様式第11号)の「支援金確定額」から「支援金額(概算)」差し引い た額を記載。

西宮市から受ける西宮市文化芸術施設の活動継続支援金について、上記のとおり追加支援金を請求します。追加支援金は下記の口座にお振り込みください。

金融機関の	D名称	銀行 本店 信用金庫 支店					
預金種別 (該当するものを〇 で囲んでください)		普通	当座	口座番号			
	カナ						
口座名義	漢字						

- (注1) 口座に誤りがないか確認するため、通帳の写しを添付してください。
- (注2) 記入する口座は、**申請者名義のもの**に限ります。
- (注3) 記入にあたっては、必ず通帳を確認のうえ、口座名義は預金通帳記載のとおりに(法人名、職名等も)記入してください。
- (注4) 口座番号は、右づめで記入してください。

様式第 13 号

支援金支給決定取消通知書

(公 印 省 略)第 号令和 年 月 日

様

西宮市長

令和 年 月 日付 第 号で支給決定しました西宮市文化芸術施設の活動継続 支援金について、西宮市文化芸術施設の活動継続支援金支給要綱第 14 条の規定に基づ き、下記のとおり支援金支給決定の取り消しを通知します。

記

- 1. 取消の内容
- 2. 取消事由

【問い合わせ先】

西宮市文化振興課

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10番 3号

メール: vo_bunka@nishi.or.jp

支援金返還通知書

(公 印 省 略)第 号令和 年 月 日

様

西宮市長

令和 年 月 日付 第 号で支給決定しました西宮市文化芸術施設の活動継続支援金について、西宮市文化芸術施設の活動継続支援金支給要綱第 15 条の規定に基づき、下記のとおり支援金の返還を求めます。

記

1.	返還3	金額			
	_				_ 円

- 2. 返還理由
- 3. 返還期日 令和 年 月 日
- 4. その他

【問い合わせ先】

西宮市文化振興課

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号

メール: vo_bunka@nishi.or.jp